

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
河原社会保険労務士事務所

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士（特定社会保険労務士）

河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

**店長が、私たちパート従業員に対して、
5月から労基法の改正で、一日4時間勤務で、1週20時間のところを19時間45分にする、
と言ってきました。本当に、労基法の改正ですか？**

先日、埼玉県の手廻りスーパーのパート従業員から私の事務所にある相談がありました。
話は以下のようなことです。

「来月の5月から、労働基準法の改正で、現在1日4時間勤務で週20時間のところを
19時間45分にしたい。」と店長は、私たち従業員に連絡してきたということでした。

労基法の改正で、20時間のところを19時間45分にするということは、全くありません。

この1週の労働時間を19時間45分にしたいという根拠は、2016年10月実施（平成28年）の短
時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大のことです。

より詳しく言いますと、従業員数が501人以上の企業で、
1週間の労働時間または1カ月の労働時間が一般の労働者の4分の3未満で①～③までいずれにも
該当している人は、社会保険の適用になります。

①1週間の労働時間が20時間以上

②賃金月額が8.8万円以上（年収106万円以上）

③勤務期間が1年以上見込まれる

ここで、スーパーなどは各店舗の従業員の数は501人未満ですが、各店舗の保険関係等は、本社一
括適用なので、法の網の501人以上に該当します。

月額が8.8万円とは、どのような働き方をまず、考えます。

時給850円×1日4時間＝3,400円

1日3,400円×26日＝88,400円

ここで保険料を考えます。健保と厚生年金は、事業主と労働者とで折半ですので、

$$1. \text{ 健保 } 88,000 \times \left(\frac{99.4}{1000} + \frac{17.2}{1000} \right) \times \frac{1}{2} = 88,000 \times \frac{116.6}{1000} \times \frac{1}{2} = 10,260.8 \times \frac{1}{2} = 5,130.4 \text{円}$$

2. 厚生年金

$$88,000 \times \frac{171.2}{1000} \times \frac{1}{2} = 15,656 \times \frac{1}{2} = 7,828 \text{円}$$

1. 健保の保険料と 2. 厚生年金の保険料を足すと、1万2663.2円負担が労働者と事業主とにかかっ
てきます。事業主側は、一挙に1万3000円×501人＝651万3000円の負担になります。

労働者側は、年収130万円未満の場合の負担0円から月々13,000円の負担増になります。最後に
このようなデータを従業員に提示して考えさせる方が、企業内の紛争は起こらないでしょう。